

# 空家を利活用した事業に対して



補助額

最大80万円  
(補助対象経費の2/3)

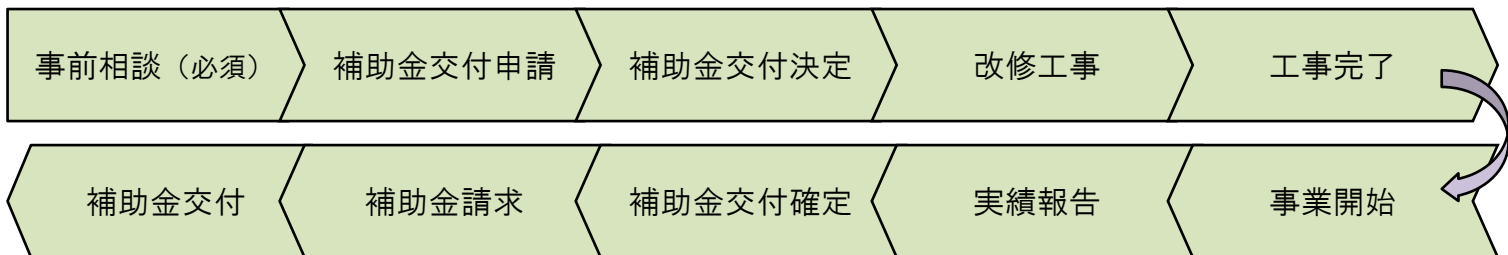
## 補助金を交付します!

富士見市では、空家を利活用して地域コミュニティの活性化等に資する事業を実施する場合、空家の改修工事に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業	地域コミュニティの活性化等に資する空家の利活用事業 例：子ども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど
対象となる空家	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1年以上居住及び使用していないもの</li><li>・ 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。</li><li>・ 建築基準法の規定に明らかな違反がないもの</li><li>・ 昭和56年6月1日以後に建築されたもの。（耐震性が確保されている場合を除く。）</li><li>・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。</li></ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有者等又は対象となる空家を賃借又は購入しようとする方</li><li>・ 市税の滞納がない方</li><li>・ 事例として紹介されることに同意いただける方</li></ul>
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 空家の改修工事（台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事・給排水、電気又はガス設備の改修工事・壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修工事・屋根又は外壁等の外装の改修工事・増改築工事・用途の変更に伴い法令等上必要となる工事）</li></ul>

**利活用事業を検討している方は、まずはご相談ください!**

### 【申請の流れ】



### 【問合せ】

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ  
住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1  
電話：049-252-7127